第七条を次のように改める。

（整備計画局の所掌事務）

第七条　整備計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。

二　防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること。

三　指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。

四　防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

五　自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

六　防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

七　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

八　自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

九　自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

十　建設工事の計画の承認に関すること。

十一　建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

十二　建設工事の実施に関すること。

十三　防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

十四　土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

十五　防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

第八条第十七号中「（以下「調達等」という。）」を削る。

第九条を削る。

第九条の二第二号中「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条第三号中「条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）」を「駐留軍」に、「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条第十一号中「第四十二条の十」を「第四十八条」に改め、同条第十五号中「以下」を「第四十五条第四号において」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　特別な職の設置等

第十条の三の見出し及び同条第一項中「技術監」を「施設監」に改め、同条第三項中「技術監」を「施設監」に、「技術に」を「施設に」に改める。

第十条の四第一項中「二人」を「四人」に改め、同条の次に次の款名及び目名を付する。

第三款　課の設置等

第一目　大臣官房

第十一条中「四課」を「六課」に、「広報課」を「広報課
会計課
監査課」に改める。

第十三条の二第三号中「防衛政策局」を「整備計画局」に改める。

第三十条から第四十二条までを削る。

第二十九条の三第二号中「調達等」を「調達、補給及び管理」に改め、同条を第三十九条とし、第二十九条の二を第三十八条とし、第二十五条から第二十九条までを八条ずつ繰り下げ、第二十一条から第二十四条の二までを削る。

第二十条第一号を次のように改める。

一　第十九条第二号及び第三号並びに第二十条第一号に掲げる事務、第二十一条に規定する事務並びに第二十二条各号、前条第一号及び第二号、第二十七条第二号並びに第二十八条第二号（指揮通信の基本に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

第二十条を第二十四条とし、同条の次に次の一条、一目及び目名を加える。

（訓練課の所掌事務）

第二十五条　訓練課は、自衛隊の部隊訓練の基本に関する事務をつかさどる。

第三目　整備計画局

（整備計画局に置く課等）

第二十六条　整備計画局に、次の三課並びに施設整備官一人、提供施設計画官一人及び施設技術管理官一人を置く。

防衛計画課
情報通信課
施設計画課

（防衛計画課の所掌事務）

第二十七条　防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　整備計画局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。

三　防衛政策局及び整備計画局の所掌事務に必要な数理的分析評価に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、整備計画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（情報通信課の所掌事務）

第二十八条　情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること（施設計画課の所掌に属するものを除く。）。

二　指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。

三　防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

四　自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

（施設計画課の所掌事務）

第二十九条　施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　整備計画局の所掌事務に係る建設工事に関する事務の総括に関すること。

三　建設工事の計画の承認に関すること。

四　建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

五　建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

（施設整備官の職務）

第三十条　施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

二　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

三　自衛隊の施設の管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四　自衛隊の施設の取得に係る実施計画の総括に関すること。

五　自衛隊の施設の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。

六　土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

七　防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。